

令和7年第三回八丈町議会定例会会議録

議事日程（第3号）

令和7年9月9日（火曜日）午前9時開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 報告第 6 号 令和6年度一般会計継続費精算報告について
- 第 3 議案第 6 1 号 八丈町土地改良事業計画（中之郷銚子の口ため池改修工事）の変更について
- 第 4 議案第 6 2 号 町道の路線の廃止について
- 第 5 議案第 6 3 号 八丈島歴史民俗資料館外構工事請負契約の変更
- 第 6 議案第 6 4 号 一軸破碎機購入契約
- 第 7 議案第 6 5 号 家畜運搬車購入契約
- 第 8 議案第 6 6 号 令和7年度ストック総合改善事業末吉団地改修工事請負契約
- 第 9 議案第 6 7 号 八丈町立三根小学校屋内運動場屋上防水改修工事請負契約
- 第 10 報告第 7 号 専決処分事項の報告について（損害賠償の額の決定及び和解）
- 第 11 報告第 8 号 専決処分事項の報告について（損害賠償の額の決定及び和解）
- 第 12 報告第 9 号 令和7年度八丈町教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価（令和6年度分）について
- 第 13 承認第 1 2 号 議員の派遣承認について（洋上風力先進地観察）
- 第 14 承認第 1 3 号 議員の派遣承認について（第74回全国漁港漁場大会）
- 第 15 総務文教委員会の閉会中の特定事件の調査活動について
- 第 16 経済企業委員会の閉会中の特定事件の調査活動について
- 第 17 議会運営委員会の閉会中の特定事件の調査活動について
- 第 18 議会改革特別委員会の閉会中の特定事件の調査活動について

出席議員（12名）

1番	真田 幸久君	2番	浅沼 隆章君
3番	奥山 幸子君	4番	浅沼 清孝君

5番	山下	則子	君	6番	金川	孝幸	君
7番	沖山	昇	君	8番	岩崎	由美	君
9番	浅沼	碧海	君	10番	山下	巧	君
11番	浅沼	憲春	君	12番	山本	忠志	君

欠席議員 (なし)

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	山下奉也君	副町長	山越整君
公営企業者 管 理 者	奥山 勉君	教育長	大澤道明君
企画財政課 長	金川智亞樹君	総務課長	高野秀男君
税務課長	山下進君	住民課長	小野高志君
福祉健康課 長	菅原宏幸君	建設課長	櫻庭郁也君
産業観光課 長	大澤知史君	企業課幹	岡野豊広君
教育課長	田村久美君	消防長	堀本敏彦君
病事務院長 補企財政課長	菊池裕介君	代監査委員	鍵山卓史君
佐画課長	佐々木奏君	産業課長	廣瀬悠志君
教庶務課長	菊池和樹君	生涯学習課長	鈴木進吾君

事務局職員出席者

事務局長 高橋太志君 書記 浅沼紀子君
書記 鈴木綾君 書記(録音) 坂田淳君

◎開議の宣告

○議長（山本忠志君） おはようございます。

ただいまの出席議員は12名で定足数に達しております。

よって、令和7年第三回八丈町議会定例会3日目は成立いたしました。

議案説明のため、町長、副町長、公営企業管理者、教育長、監査委員、各課長及び職員の出席を求め、議事公開の原則に基づき、傍聴人、報道関係者の入場も許可してございます。

（午前 9時00分）

○議長（山本忠志君） これより会議に入ります。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

◎会議録署名議員の指名

○議長（山本忠志君） 日程第1、会議録署名議員に4番、5番議員を指名いたします。

◎質疑に対する回答

○議長（山本忠志君） 続いて、日程第2に入る前に、副町長より5日の例月出納検査結果報告における1番議員の質問に対する回答の申出がございましたので、これを許可いたします。

説明、副町長。

○副町長（山越 整君） おはようございます。

1日目からちょっと時間がたってしまいましたけれども、申し訳ありません。関係する部署とちょっと確認しなければいけませんでしたので、今日の回答になりました。

例月出納の報告のところの話になりますけれども、議会の皆様に報告書ということでお示ししているのは、例月出納の資料の中の一番分かりやすいところの抜粋というふうになっております。前後のところと、かなり大きな細かい資料がありますので、1回、9月の例月出納が終わった後に、その資料を電子データで皆さんにまずは見てもらおうかなというふうに、そうすると、真田議員からのお話の定期預金の関係もそこにちゃんと記されておりますので、何か加工をしてやらなければというよりは、例月出納の資料をまずは皆さんに見ていただくというところで1点目、回答とさせていただきます。

それからあと、今回たまたま、いわゆる出納閉鎖期間というところをまたぐ例月出納にな

っていましたので、なかなかそこら辺のところの資料のお見せ仕方、そこら辺が分かりにくくいというところも多分あったと思います。

これ、新しく監査委員になられました鍵山さんからもいろいろ新しい視点でのご意見もいただいているので、ちょっと資料の作り方も我々また改善の余地があると思っていますので、もう少し例えばそういう出納閉鎖期間中の資料の作り方の工夫なんかも少しやってみたいなというふうに思いますので、今すぐ工夫をしてというよりは、ちょっと徐々に資料の作り方、工夫をして、もし皆さんに全部の資料をお渡ししたときにも分かりやすいような形で直していく様子ができるのかなというふうに思っております。

それから、3点目も、定期預金の要綱については、この9月の例月出納の報告の電子データをお渡しするタイミングで一緒にお渡しえればいいかなというふうに思いますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（山本忠志君） 1番議員、よろしいですか。

（発言する者なし）

◎発言の訂正

○議長（山本忠志君） 続きまして、住民課長より、昨日の発言に対して訂正の申出がございましたので、これを許可いたします。

○住民課長（小野高志君） 昨日、八丈町後期高齢者医療特別会計決算認定で決算書の説明をいたしましたが、その際に5ページ、歳出の説明の際に保険給付費の葬祭費、お1人当たり5,000円というところを、実際には5万円、読み間違いがございました。お詫びして訂正いたします。よろしくお願ひいたします。

◎報告第6号の上程、説明、質疑

○議長（山本忠志君） 続いて、日程第2、報告第6号 令和6年度八丈町一般会計継続費精算報告についてを上程いたします。

説明、企画財政課長。

○企画財政課長（金川智亜樹君） おはようございます。

それでは、データ番号の33をお願いいたします。

報告第6号 令和6年度八丈町一般会計継続費精算報告について。

令和7年9月5日、提出者、八丈町長、山下奉也。

説明。

地方自治法施行令第145条第2項の規定により、別紙のとおり報告します。

次のページをお願いいたします。

ここ、資料にあります2事業を事業完了に伴い、精算報告いたします。

9款1項消防費におきまして、防災行政無線デジタル化整備事業を令和2年度から令和6年度の5か年で継続して設定させていただきました。

途中の計欄をご覧ください。

まず、左のところ全体計画の年度割の計につきましては7億3,643万円となります。財源内訳が、国都支出金が6,730万円、地方債が6億3,230万円、一般財源が3,683万円となっておりました。

それに対し、真ん中の欄、実績につきましては支出済みの計が7億3,642万8,000円で、財源内訳が、国都支出金が6,730万円、地方債が6億3,230万円、一般財源で3,682万8,000円となりました。

比較といたしましては、一般財源の2,000円が残ったという状況になります。

続いて、下の10款5項社会教育費におきまして、歴史民俗資料館改修事業を令和4年度から令和6年度の3か年で継続して設定させていただきました。

全体計画の年度割の計が6億8,855万円となります。その財源内訳が、国都支出金4億6,011万9,000円、地方債1億5,920万円、一般財源6,923万1,000円となり、実績として支出済みの計6億8,854万4,635円、財源内訳が、国都支出金4億6,011万9,000円、地方債1億5,920万円、一般財源6,922万5,635円となりました。

比較といたしましては、一般財源の5,365円が残ったという状況になります。

報告は以上となります。

○議長（山本忠志君） 説明が終わりました。

質疑をお受けいたします。質問ございませんか。

5番。

○5番（山下則子君） すみません、戸別受信機、デジタルの受信機というのは、全世帯に行き渡ったんでしょうかというのが一つと、あと、先週でしたか、七島新聞に大島がLINEでお知らせするということがたしか載っていたと思うんですけども、八丈町としては、LINEを使ったお知らせというのは、公式LINEというか、そういうのを考えているのかというのを教えてください。

○議長（山本忠志君） 総務課長。

○総務課長（高野秀男君） おはようございます。

戸別受信機の配布状況ということですけれども、今年の4月1日時点で約82%が配布済みでございました。今も戸別受信機の当然配布のほうは継続している状況でございます。全世帯に行き渡っているというふうな状況ではございませんけれども、広報、また防災無線で昨年多く周知した結果、4月1日の時点では82%の配布には至ったというところで、これからそういういった配布、当然交換というのは継続して行っていく予定でございます。

また、LINEのほうにつきましては、私も先日七島新聞で大島がこういうことを始めたんだという情報を知ったばかりですので、まだ、今ご質問にあったように、それをやるのかやらないのかというところまではまだ検討もしてございません。

○議長（山本忠志君） 5番。

○5番（山下則子君） 20%弱の世帯の方でデジタルになっていないというところを、これからどうするかというか、どういう方たちが交換していないのかというところをちょっと調べたほうがいいんじゃないかなと思うのと、あと、LINEのことについては、今、大体結構年をいった方と言ったら変ですけれども、らくらくホンにしても、LINEはもうベーシックに入っている、というツールになっていますので、そのほうがもしかしたら、高齢者の介護がついていない方に対しては素早くお知らせできるのかもしれないなということを感じてるので、ぜひ検討してみてください。要望です。

○議長（山本忠志君） ほかにございますか。

2番。

○2番（浅沼隆章君） おはようございます。

今のデジタル無線機の件なんですけれども、こちら、事業は終了したということなんですけれども、現実的にデジタルにしたことによって全く入らないというところも結構聞くようになりました。その対応というのを今どういう形でやっているのかお聞かせください。

○議長（山本忠志君） 総務課長。

○総務課長（高野秀男君） デジタル戸別受信機を交換した時点から不感地帯というのが想定されているということで、屋外アンテナをこの契約の中には当然備品として入っておりまして、聞こえないというところに関しましては、基本的にはまず三原山側のほうになるべく戸別受信機を置いていただきたいというところで、それでも受信がちょっとなかなか聞こえづらいというところには屋外アンテナの設置のほうをお願いしていたというところで、対応し

ております。

現在もそういったお問合せが、数は、件数は減りましたけれども、問合せはたまにございますので、それについては引き続き、工事のほうは終わりましたけれども、島内の業者に依頼して、聞こえないときには、まずは案内としてはできるだけ窓側のほうに設置していただいて、それでも聞こえづらいということであれば、屋外アンテナの設置のほうを行っております。

○議長（山本忠志君） 2番。

○2番（淺沼隆章君） ありがとうございます。

災害があったときに防災無線が聞こえないというのであれば、もうこれつけても無駄になってしまいますので、必ず聞こえるような状態を、もう82%の方たちが持っているのであれば、そこには必ず聞こえるような状態というのをつくっていくということがこちらの仕事だと思いますので、ぜひ、ちょっと聞こえづらいというところがあるのであれば、なるべく早めにそういう聞こえるような状態をつくる努力というのを常にしていただきたいと思いますので、よろしくお願ひします。こちら、要望となります。

○議長（山本忠志君） ほかにございますか。

1番。

○1番（真田幸久君） すみません、同じような流れになるんですけども、高齢者、要支援、要介護の方だと思いますけれども、スマート端末を配布されていると思います。あちらのほうでもそういった防災情報というのは文字でも、それから読み上げでも流れてきますけれども、あの端末の受信状態と防災無線の受信状態はほぼ一緒になるのか、それとも違いがあるのか、つまり、スマート端末のほうが受信状況がよいのであれば、スマート端末を拡大するとか、そういったやり方もあるでしょうし、先ほど提案のあったLINEとか、つまりある程度ITリテラシーの高い人にはプッシュ型のような形でLINEとかで対応すべきでしょうし、そうでない人にはスマート端末を使ったやり方とかもあると思うので、その辺の技術的な状況はどうなっているのかを教えていただけますでしょうか。

○議長（山本忠志君） 財政課長。

○企画財政課長（金川智亜樹君） 見守りタブレット、スマートタブレットのほうはまだつながりにくいという声は、配布台数がまだそこまで多くないということもあって、つながりにくいという声はいただいておりません。

防災無線とどのくらい状況が違うのかも、特に検証していないのでお答えできんす

が、ちょっと検証してみて、今後どのように使えるのかというのを検討していきたいと思います。

○議長（山本忠志君） よろしいですか。ほかにございますか。

（発言する者なし）

○議長（山本忠志君） なければ、これにて質疑を終結いたします。

以上で、日程第2、報告第6号 令和6年度八丈町一般会計継続費精算報告についてを終わります。

◎議案第61号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（山本忠志君） 続いて、日程第3、議案第61号 八丈町土地改良事業計画（中之郷銚子の口ため池改修工事）の変更について。

説明、産業観光課長。

○産業観光課長（大澤知史君） おはようございます。

それでは、データ番号34をお願いします。

議案第61号 八丈町土地改良事業計画（中之郷銚子の口ため池改修工事）の変更について。
上記議案を提出する。

令和7年9月5日、提出者、八丈町長、山下奉也。

説明。

土地改良事業において、事業内容に変更が生じたので、土地改良法第96条の3第1項の規定により、議会の議決を求めます。

次のページをお願いします。

図面が2枚ございます。1枚目が銚子の口ため池と都道を挟んだ堤が沢ため池の一部の平面図となり、2枚目が、堤が沢ため池から下流部分の平面図ということとなっております。

計画変更の内容ですけれども、銚子の口ため池改修工事、これが当初の計画期間5か年、令和3年から令和7年度で事業総額が5億8,000万ということでスタートしております。補助率が75%で、国が60%、都が15%。ですから、町の負担は25%で金額にして1億4,500万の負担ということで当初は計画しておりました。

しかしながら、銚子の口のため池は堤が都道と一体化した特殊な造りとなっております。ですから、都道との調整、また都道の排水の処理に伴い、都道下の親子ため池である堤が沢ため池の施工も必要な状況となりました。また、200年確率の大雨の想定に対応し得る排水

量の確保が求められていること、現在の銚子の口ではそういう対応ができませんので、また物価の高騰などにより、当初の事業計画が大幅に変更しております。

事業計画も10か年と、令和3年度から令和12年度となっております。事業予定額も金額が3倍近く増えて17億5,000万円かかる見込みで、今進めております。

ただ、補助率、こちらが90%に上がっておりまして、国が60、都が30ということで、東京都さんが15%上乗せしてみてもらっております。ですので、町の負担は10%で今のところ1億7,500万の負担となる予定でございます。

工事内容なんですけれども、図面の1枚目をお願いします。令和7年度は推進管の工事を行います。この1枚目の黄緑色の部分となります。こちらについては、6月の議会で議決していただいた工事となっております。

8年度は、主に堤が沢のほうでインパクトブロックの設置工、あと、仮設工事を行います。図面の1枚目と2枚目の紫色の箇所となっております。

令和9年度、主にこちらは銚子の口で地盤改良の工事、堤が沢では仮締切工事を行います。こちらも図面の1枚目、2枚目のオレンジ色の箇所となっております。

10年度、こちらについては主に銚子の口では斜樋管の取水口の工事、堤が沢では堤が沢から下に流す放流水路の工事を行います。図面の灰色の箇所となっております。

令和11年度は、主に銚子の口ため池で洪水吐工、ポンプ小屋の設置、堤が沢ため池では放流水路の工事を行う予定でございます。図面の黄色の箇所となっております。

最後12年度は、最終的な仕上げということで、仮設工の撤去とか舗装、張りブロックの工事とかを行う予定でございます。

以上で説明を終わります。

○議長（山本忠志君） 説明が終わりました。

質疑をお受けいたします。質問ござりますか。

（発言する者なし）

○議長（山本忠志君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論ござりますか。

（発言する者なし）

○議長（山本忠志君） 討論を終結いたします。

採決に入れます。

本案の原案可決にご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（山本忠志君） ご異議ないものと認め、日程第3、議案第61号 八丈町土地改良事業計画（中之郷銚子の口ため池改修工事）の変更は原案どおり可決いたしました。

◎議案第62号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（山本忠志君） 続いて、日程第4、議案第62号 町道の路線の廃止についてを上程いたします。

説明、建設課長。

○建設課長（櫻庭郁也君） それでは、データ番号35をお願いいたします。

議案第62号 町道の路線の廃止について。

上記議案を提出する。

令和7年9月5日、提出者、八丈町長、山下奉也。

説明。

道路の管理上廃止の必要があるので、本案を提出します。

次のページをお願いします。

町道の路線の廃止について。

道路法第10条第3項の規定に基づき、下記の町道を廃止する。

次のページに八丈町全体の地図、さらに次のページに廃止する路線の位置図を示しております。赤く示されている箇所が廃止する路線番号1010、路線名、宮の平7号線になります。

説明は以上になります。

○議長（山本忠志君） 説明が終わりました。

質疑をお受けいたします。質問ござりますか。

(発言する者なし)

○議長（山本忠志君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論ござりますか。

(発言する者なし)

○議長（山本忠志君） 討論を終結します。

本案の原案可決にご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（山本忠志君） ご異議ないものと認め、日程第4、議案第62号 町道の路線の廃止に

については原案どおり可決いたしました。

◎議案第63号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（山本忠志君） 続いて、日程第5、議案第63号 八丈島歴史民俗資料館外構工事請負契約の変更を上程いたします。

説明、企画財政課長。

○企画財政課長（金川智亜樹君） それでは、データ番号の36番をお願いいたします。

議案第63号 八丈島歴史民俗資料館外構工事請負契約の変更。

上記議案を提出する。

令和7年9月5日、提出者、八丈町長、山下奉也。

説明。

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき議会の議決を求めます。

次のページをお願いします。

八丈島歴史民俗資料館外構工事請負契約の変更。

令和7年5月13日開催の令和7年第一回臨時会において、原案可決された「八丈島歴史民俗資料館外構工事請負契約」を下記のとおり変更する。

1、請負契約金額。

変更前5,874万円、変更後5,283万231円。

2、請負代金に対する増減額。

5,909万769円の減。

3、変更の理由。

設計変更に伴う仕様変更、使用材料等の増減に伴う内訳の変更により契約金額を減額変更する。

○議長（山本忠志君） ちょっと読み間違いました。2番の増減額のところを。

○企画財政課長（金川智亜樹君） 失礼しました。2番の請負代金に対する増減額590万9,769円、失礼しました、の減となります。

3、変更の理由。

設計変更に伴う仕様変更、使用材料等の増減に伴う内訳の変更により契約金額を減額変更する。

変更工期については、令和7年9月25日となります。

内容については、教育課長より説明をいたします。

○議長（山本忠志君） 説明、教育課長。

○教育課長（田村久美君） ただいまの八丈島歴史民俗資料館外構工事の請負契約の変更ですが、今、企画財政課長が申し上げたとおり工期が8月末となっておりましたが、6月議会で4番議員、3番議員から間に合わないのではないかというご指摘もございましたが、請負業者から8月1日に申入れがありまして、工期の延長をいたしました。変更後は、重複しますが令和7年9月25日までとなっております。

また、こちらの減の理由なんですけれども、舗装工事等の変更ですとか、現場実測による工事の材料費の数量減、また植栽工事のハイビスカスの本数等の数量減などがございます。次の資料にこちらの歴史民俗資料館の平面図をつけておりますのでご確認ください。

簡単ですが、以上となります。

○議長（山本忠志君） 説明が終わりました。

質疑をお受けいたします。質問ございますか。

（発言する者なし）

○議長（山本忠志君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論ございますか。

（発言する者なし）

○議長（山本忠志君） 討論を終結します。

これより採決に入れます。

本案の原案可決にご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（山本忠志君） ご異議ないものと認め、日程第5、議案第63号 八丈島歴史民俗資料館外構工事請負契約の変更は原案どおり可決いたしました。

◎議案第64号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（山本忠志君） 続いて、日程第6、議案第64号 一軸破碎機購入契約を上程いたします。

説明、企画財政課長。

○企画財政課長（金川智亜樹君） それでは、データ番号37をお願いします。

議案第64号 一軸破碎機購入契約。

上記議案を提出する。

令和7年9月5日、提出者、八丈町長、山下奉也。

説明。

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき議会の議決を求める。

次のページをお願いします。

一軸破碎機購入契約。

一軸破碎機購入のため、下記のとおり請負契約を締結する。

1、購入の目的。

使用開始から13年が経過し老朽化が進んだ既存設備を更新することで、導入当初の処理計画の推進を図る。

2、契約の方法。

随意契約。

3、契約金額。

2,426万1,600円。

4、契約の相手方。

広島県広島市西区井口5-1-9、商研株式会社、代表取締役、斎藤良平。

5の支出科目については省略いたします。

納期については、令和8年3月31日となります。

内容については、住民課長より説明をいたします。

○議長（山本忠志君） 説明、住民課長。

○住民課長（小野高志君） こちら、一軸破碎機ですけれども、南原処理場に設置しております可燃性の粗大ごみをクリーンセンターで焼却できるように細かく破碎するための破碎機でございます。

現在使用している機材が導入から13年経過して老朽化が進み、故障がちとなっていることから、更新のために機材を導入するものでございます。

廃棄物処理用の破碎機は、国内外合わせて二十数社のメーカーが様々な形状のものを販売しておりますが、今回購入する機種は処理場内の限られたスペースに収まるサイズで、投入口の形状など現場の状況に合わせた使い勝手のよさや安全性の高さ、経済性のよさなどを考

慮し、選定を進めておりまして、南原処理場の業務を委託しております有明興業さんが同型の破碎機を島内で自己所有しております、南原処理場の敷地の奥で産業廃棄物の破碎処理を行っていることから、もし故障発生などした際にもストック部品の融通を利かせ、早期復旧できるとともに定期点検などでも経費を折半することができれば、コストを抑えられる有利性が見込まれることから、この機種を選定しております。

なお、契約方法につきましては、随意契約となっておりますが、このメーカーがアフターサービスの面から基本的にメーカー直販、または国内1社のみの代理店を通じての販売対応となっておりまして、島内事業者の取扱いがなく、競争入札で間に仲介業者を挟むより価格面でも有利に購入できることから、随意契約とさせていただいております。

よろしくお願ひいたします。

○議長（山本忠志君） 説明が終わりました。

質疑をお受けいたします。質問ございますか。

9番。

○9番（浅沼碧海君） おはようございます。ご説明ありがとうございます。

クリーンセンターのこの破碎機はどこに置いて、どのような使用用途で使用するのかを教えてください。

○議長（山本忠志君） 住民課長。

○住民課長（小野高志君） こちらの破碎機ですけれども、クリーンセンターではなく、南原処理場、通称有明と呼んでいるところに現在設置されているもの更新用でございます。

細かく碎けた燃やすことのできる粗大ごみを碎くという目的のものでございます。よろしくお願ひします。

○9番（浅沼碧海君） すみません、勘違いしていました。ありがとうございます。

○議長（山本忠志君） ほかに。

1番。

○1番（真田幸久君） 随意契約に至ったところの関連で質問をさせていただきます。

先ほど破碎機購入メーカー二十数社、国内にあるというお話をしましたけれども、私もそれで調べたところ、破碎機メーカーとしてはこの会社は出てきませんでした。こちらの会社、破碎機メーカーではなくて、粉碎機メーカーとして出てきて、粉碎機メーカーに関しては100社ぐらい日本国内に存在しています。ですので、20社というのはちょっと違うのかなというのが、まず1点。

そうだとしても、おっしゃるとおり、そのメンテ、その他含めて有明興業さん等の関連でやりやすいというのは分かったんですけれども、じゃ、それ以外のところを同様な形で確認した上でこの商研株式会社と随意契約を結ぶに至ったのかと、以前、随意契約に関して申し上げたとおり、せめて相見積りは数社取った上で、その上で、この会社を随意契約先として決めたのかといったところがいま一つはっきりしないので、なぜこの会社で随意契約しなければいけなかつたのかというのを、もう少しきちんと説明をしていただきたいんですけども、いかがでしょうか。

○議長（山本忠志君） 住民課長。

○住民課長（小野高志君） まず、今回の機種、破碎機メーカーではなく粉碎機のメーカーということですが、粗大ごみですか大きな廃棄物を破碎するものと、粉碎機といいましても、相当いろいろな種類がございますので、二十数社と申しましたのは大きな廃棄物を砕くことができる、そういう機材を販売をしているメーカーということで二十数社と申し上げました。

今回、随意契約をした理由ですけれども、まず機種選定の際に、先ほども申しましたが、現場の限られたスペースに収まるサイズの製品を造っている、そういうラインナップがあるかどうかということですとか、あと、この製品が、従来の製品はごみの投入をはしごに上って人力で行うというようなことを行っていたんですが、投入口の形状、この機種を購入することによって重機を使用してのごみの投入ができるようになる、そういう形のものを選定したと。

また、破碎するものの中に布類ですかビニール類など軟らかなものを破碎する際によくかみ込みがあるんですけども、そういうものを取り出す際に人間が潜り込んで取り出すという、割と危ないことをやっているんですが、それを自動発見機能がこの機種についておりまして、人力による取り外しを行わなくてもできるということで、作業員の安全性が高まるということですとか、自動制御の油圧プッシャーという押し込む装置などもついておりまして、そういう面で作業性、安全面、非常に優れた製品だということで、この機種を選定しております。

また、こういった機能を備えていることと、現在島内で南原処理場業務を委託している有明興業さんが同型の機材を持っているということで、ほかのメーカーさんのものを導入するよりも、例えば故障のためのストック部品をお互いに幾つかずつ持つておけば、いざというときに内地から取り寄せなくとも融通を利かせて早期に復旧ができるというような有利性で

すとか、メーカー定期点検などの際にも別々のメーカーでそれぞれエンジニアを呼ぶよりも、一緒にやってもらったほうがそういった面でも折半できれば有利になりますので、そういうことでこの機種を選定したということでございます。

契約方法については、これも先ほど申しましたが、このメーカーさん、アフターサービスの面で基本的にはメーカー直販、あるいは静岡県にありますが、1社のみの代理店を通じての販売ということでございまして、競争入札で間に仲介業者を挟むと、中間マージンなどでより割高になってしまうことから、メーカー直接購入ということで随意契約としたということです。

なお、なかなか同様の機能を備えた機材、ほかに比較になるようなものがなかったことから、今回は相見積り等は省略をして、特命随契ということで契約をしております。

以上でございます。

○議長（山本忠志君） 1番。

○1番（真田幸久君） ありがとうございます。

様々な側面から検討して、この会社に決定するに至ったということは分かったんですけれども、逆に言うと、その過程というのはきちんと整理されて、比較表じゃないですけれども、住民課のほうで重視する機能とか、メンテナンスとかそういったいろいろな項目、5なら5、10なら10項目に対して、各メーカーがどういう位置づけにあって、結果として、検討の結果、この商研株式会社と随意契約するに至ったというような形の、そういったデータはきちんと残してあるのかと、そういうのを残しておかないと、なぜそこになったのかというのを、また後で検証できなくなるので、当然そういうものは整理してあるというふうに思っていますけれども、実際のところいかがでしょうか。

○議長（山本忠志君） 住民課長。

○住民課長（小野高志君） 様々なものと比較検討しておりますが、きちんとした形では残っていないというところでございますので、改めてきちんと、この機材に関して、そういった経過なども取りまとめて、きちんと記録に残していくたいと思います。

○議長（山本忠志君） よろしいですか。

1番。

○1番（真田幸久君） ありがとうございます。

今回の件に限らず、そういうものを残していかないと、なぜそういう判断をしたのかとか、そういうものが業務として将来引き継がれていかないとまずい問題だと思うので、ぜひとも、

今回は住民課ですけれども、ほかの課も含めて、そういったものをきちんと整備していくことをお願いして終わりたいと思います。

以上です。

○議長（山本忠志君） 8番。

○8番（岩崎由美君） 今、既にもう古い機種があるわけですよね。その機種はいつぐらいまで使えて、それはもう廃棄しなければいけないものなのか、教えてください。

○議長（山本忠志君） 住民課長。

○住民課長（小野高志君） 今回の購入契約の中に、現在ある機種を撤去して廃棄する料金も含まれているということでございます。

現在使っている機種、度々最近故障しておりますので、数年前には配電盤から火を噴いたというようなこともありますし、なかなかちょっと今後修繕費用を積み重ねて運用していくのが難しいという状況になりましたので、今回購入するものでございます。

○議長（山本忠志君） 8番。

○8番（岩崎由美君） ということは、購入と同時に廃棄ということになりますよね。そうなると、今、先ほどメンテナンスの部品とかが活用できるからこの機種にしたという話でしたけれども、そのメンテナンスのためのパーツというか、そういうものがどのくらい残っているんでしょう。

○議長（山本忠志君） 住民課長。

○住民課長（小野高志君） 一番交換が必要になるのは歯の部分ですけれども、こちら毎年毎年新しいものを購入しているということで、今年度は新しい機材に替えるということで、新たなもののは導入していないので、恐らくちょっとしたボルトですとか、そういった簡単な部品はストックがあると思いますけれども、大きなストック部品、高額なストック部品はないものと考えております。

○議長（山本忠志君） 8番。

○8番（岩崎由美君） ということは、そのストックを考えなければ、もっと別の機種を想定できるということはない、要するに、さっきの説明だと、そういったメンテナンスが今までの機種と同じだから、それを購入するとおっしゃったけれども、そういうのを差し引いても、この機種がいいんですか。

○議長（山本忠志君） 住民課長。

○住民課長（小野高志君） 現在、南原処理場の場所には今回更新をする町が所有している破

碎機のほかに、有明興業さんが自己所有している、今回購入するものと同型の機材がございます。その有明興業さんが所有している機材と、南原処理場も有明興業に業務委託をしているものですから、何かあった際にはお互いに部品が融通できるのではないかという有利性から、この機材にしております。

○議長（山本忠志君） 8番。

○8番（岩崎由美君） すみません、ちょっと勘違いをしていました。要するに有明さんにある町のものと、有明さん自身のものとがあって、町のものを廃棄するから、新しい町のものを入れて、2つは同じ型だということでいいですね。分かりました。ありがとうございます。

○議長（山本忠志君） ほかにございますか。

1番。

○1番（真田幸久君） 聞き漏らしたんですけれども、この機械は伐採木に対してはどの程度対応できるものなのでしょうか。

○議長（山本忠志君） 住民課長。

○住民課長（小野高志君） 伐採木に対しても、有明さんが産廃用に所有している破碎機でも伐採木の破碎をしているということですので、伐採木にも対応できます。

ただ、伐採木の破碎は、現在計画を進めております旧クリーンセンター跡地のリサイクルセンターに伐採木専用の破碎機を設置するという予定にしておりますので、実際には今度購入する機材で伐採木を破碎していくということは、破碎は可能ですが、そういった運用はしないものと考えております。

○議長（山本忠志君） 1番。

○1番（真田幸久君） 伐採木処理は相変わらず問題になっている中で、そのクリーンセンターのほうが立ち上がるまでの途中に対応しないというのは、処理能力としてそれはできないということであれば、それはまた別の問題になるんですけども、処理能力の範囲内で考えれば、当然対応すべきかと思いますけれども、そのあたりいかがでしょうか。

○議長（山本忠志君） 住民課長。

○住民課長（小野高志君） 今現在、八形山のリサイクルヤード、伐採木の受入れを行っているリサイクルヤードには、小型ですけれども破碎機が2台ございます。今、その2台を使って破碎を行っているというところでございます。

新しいリサイクルセンター、令和10年から稼働する予定ですから、それまでの間のこと、今いろいろと手法を検討しているところでございますけれども、今回購入するものも改めて

活用、用いる手段がないかどうかなども含めて、それも含めて検討してまいりたいと思います。

○議長（山本忠志君） 1番。

○1番（真田幸久君） ありがとうございます。

やはり、伐採木問題というのは住民も非常に重要視している問題ですので、できることはきちんとやっているということを示していただいて、それでもできないもの、物理的にできなければしようがないんですけれども、ちゃんとそういう対応もしていますということをきちんと住民の人にもお示しいただいて、一方で、どう12年度までに対応できるところ、さらに拡大できないかということも含めて検討をいただければと思います。

以上です。

○議長（山本忠志君） ほかにございますか、質問。

（発言する者なし）

○議長（山本忠志君） なければ、これにて質疑を終結いたします。

討論ございますか。

（発言する者なし）

○議長（山本忠志君） 討論を終結します。

採決に入ります。

本案の原案可決にご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（山本忠志君） ご異議ないものと認め、日程第6、議案第64号 一軸破碎機購入契約は原案どおり可決いたしました。

◎議案第65号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（山本忠志君） 続いて、日程第7、議案第65号 家畜運搬車購入契約を上程いたします。

説明、企画財政課長。

○企画財政課長（金川智亜樹君） それでは、データ番号の38をお願いします。

議案第65号 家畜運搬車購入契約。

上記議案を提出する。

令和7年9月5日、提出者、八丈町長、山下奉也。

説明。

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき議会の議決を求める。

次のページをお願いします。

家畜運搬車購入契約。

家畜運搬車購入のため、下記のとおり請負契約を締結する。

1、購入の目的。

購入から13年が経過し著しく損傷が見られる車両を更新することで、家畜を安全に運搬することを目的とする。

2、契約の方法。

指名競争入札による契約。

3、契約金額。

1,990万1円。

4、契約の相手方。

東京都八丈島八丈町三根418番地1、株式会社護神、代表取締役、持丸武人。

5の支出科目については省略いたします。

納期につきましては、令和9年3月31日となります。

内容については、産業観光課長より説明をいたします。

○議長（山本忠志君） 説明、産業観光課長。

○産業観光課長（大澤知史君） 次のページをお願いします。

今回購入予定の家畜運搬車は受注生産ということで、納入期限が今、企画財政課長からありましたとおり、令和9年3月31日となります。

家畜運搬車の仕様概要ですけれども、排気量が2,999ccの4WD。乗車定員が3名のオートマチック車となります。

車体寸法が、次のページをお願いします。

参考までに、現車両、図面がございませんので、現車両に寸法を記載しておりますので、こちらのほうは内容を割愛しています。

荷台、あと鳥居、アルミの製品となっております。また、後ろ部分に当たりますリヤ歩み板、こちらはワインチ式で開閉式となり、こちらから牛のほうを乗り降りするときに使う仕様となっております。

以上で説明を終わります。

○議長（山本忠志君） 説明が終わりました。

質疑をお受けいたします。質問ありますか。

（発言する者なし）

○議長（山本忠志君） 質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ござりますか。

（発言する者なし）

○議長（山本忠志君） 討論を終結いたします。

これより採決に入れます。

本案の原案可決にご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（山本忠志君） ご異議ないものと認め、日程第7、議案第65号 家畜運搬車購入契約は原案どおり可決いたしました。

◎議案第66号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（山本忠志君） 続いて、日程第8、議案第66号 令和7年度ストック総合改善事業末吉団地改修工事請負契約を上程いたします。

説明、企画財政課長。

○企画財政課長（金川智亜樹君） それでは、データ番号の39をお願いします。

議案第66号 令和7年度ストック総合改善事業末吉団地改修工事請負契約。

上記議案を提出する。

令和7年9月5日、提出者、八丈町長、山下奉也。

説明。

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき議会の議決を求めます。

次のページをお願いします。

令和7年度ストック総合改善事業末吉団地改修工事請負契約。

令和7年度ストック総合改善事業末吉団地改修工事施行のため、下記のとおり請負契約を締結する。

1、契約の目的。

令和 7 年度ストック総合改善事業末吉団地改修工事。

2、契約の方法。

指名競争入札による契約。

3、契約金額。

6,105万円。

4、契約の相手方。

東京都八丈島八丈町大賀郷1421番地、有限会社おくやま建設、代表取締役、奥山善男。

5 の支出科目については省略いたします。

工期については、令和 8 年 3 月 13 日となります。

内容については、建設課長より説明をいたします。

○議長（山本忠志君） 説明、建設課長。

○建設課長（櫻庭郁也君） 次のページをお願いします。

令和 7 年度ストック総合改善事業末吉団地改修工事の工事概要を示した資料になります。

ストック総合改善事業とは、老朽化した公営住宅の居住水準の向上、耐久性向上など、多様な目的のために既存の公営住宅を計画的に改善、更新する事業になります。

今回行う工事は、建物の長寿命化を図るものであり、灰色で示された対象建物 3 か所を行います。3 階建ての末吉団地、L P ガスを収めた建屋、浄化槽のプロワー及び受水槽に水を送るための圧力ポンプを收めている機械室の建屋になります。

改修内容は、建屋の外壁塗装、屋根、ベランダの防水工事、雨戸の改修、通気口等の金物工事、テレビアンテナ、共用灯などの電気設備工事を行うものになります。

説明は以上になります。

○議長（山本忠志君） 説明が終わりました。

質疑をお受けいたします。

6 番。

○ 6 番（金川孝幸君） この団地の世帯数は何世帯あって、入居率はどのようになっているか教えてください。

○議長（山本忠志君） 建設課長。

○建設課長（櫻庭郁也君） 末吉団地は 8 戸になっております。1 LDK が 2 戸、2 LDK が 2 戸、3 LDK が 4 戸の、合わせて合計 8 戸となっております。

現在の入居状況ですけれども、3 戸が空き家となっております。今月の広報で募集を行つ

てはいるんですけども、今現在2戸、3LDKの2戸が今、募集の対象となっております。もう一つ、1LDK、単身向けの1部屋が今空いている状態なんんですけども、今退去して、それから今、修繕ですとか清掃とか、その作業が行っている状態ですので、まだ9月の広報では募集は行っていないという状態になります。

以上です。

○議長（山本忠志君） 6番。

○6番（金川孝幸君） 分かりました。毎月の広報で入居募集しているのを見るんですけども、極力空き家のないような、空室のないような状況に改善していただければと思います。

○議長（山本忠志君） ほかに質問ございますか。

（発言する者なし）

○議長（山本忠志君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論ござりますか。

（発言する者なし）

○議長（山本忠志君） 討論を終結いたします。

採決に入れます。

本案の原案可決にご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（山本忠志君） ご異議ないものと認め、日程第8、議案第66号 令和7年度ストック総合改善事業末吉団地改修工事請負契約は原案どおり可決いたしました。

◎議案第67号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（山本忠志君） 続いて、日程第9、議案第67号 八丈町立三根小学校屋内運動場屋上防水改修工事請負契約を上程いたします。

説明、企画財政課長。

○企画財政課長（金川智亜樹君） それでは、データ番号の40をお願いします。

議案第67号 八丈町立三根小学校屋内運動場屋上防水改修工事請負契約。

上記議案を提出する。

令和7年9月5日、提出者、八丈町長、山下奉也。

説明。

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき議

会の議決を求める。

次のページをお願いします。

八丈町立三根小学校屋内運動場屋上防水改修工事請負契約。

八丈町立三根小学校屋内運動場屋上防水改修工事施行のため、下記のとおり請負契約を締結する。

1、契約の目的。

八丈町立三根小学校屋内運動場屋上防水改修工事。

2、契約の方法。

指名競争入札による契約。

3、契約金額。

7,104万9,000円。

4、契約の相手方。

東京都八丈島八丈町三根181番地5、有限会社沖山興業、代表取締役、小澤智彦。

5の支出科目については省略いたします。

工期については、令和8年2月27日となります。

内容については、教育課長より説明をいたします。

○議長（山本忠志君） 説明、教育課長。

○教育課長（田村久美君） 八丈町立三根小学校の屋内運動場、体育館ですね、の防水改修工事の契約となります。7番議員から昨年度要望があったかと思います。

こちらですが、吹きつけの防水塗装を行います。こちらの仕様にしたのは、施工面につなぎ目がないというシームレスというところと、手作業に比べて均一な仕上げがあり、むらがない、またスピードですとか短時間で終わるといったところで、児童の教育環境に配慮しながら行います。

養生が少し丁寧にしないといけないんですけども、管理業者も入れておりますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

○議長（山本忠志君） 説明が終わりました。

質疑をお受けします。

1番。

○1番（真田幸久君） この体育館に関する簿価と減価償却額を教えていただけますでしょうか。

○議長（山本忠志君） 教育課長。

○教育課長（田村久美君） すみません、今ちょっと手元にございませんので、後ほど回答したいと思います。

○議長（山本忠志君） 1番。

○1番（真田幸久君） 後ほど教えてください。この質問をした趣旨は、この7,100万円というものの正当性という言い方変ですかけれども、当然やらなきやいけない工事なので、やるべきだというのは一方であるんですが、じゃ、このタイミングまで、もっと前にやったほうがいいんじゃないかというぐらい減価償却が進んでいるような状況であれば、そういうものを含めて早め早めの対応を行うべきではないかという結論になるので、こういった情報というのが固定資産台帳というのを毎年毎年きちんと資料として町のホームページ等で開示している自治体がたくさんあります。それを見ることによって、こういった公有財産がどういう状況にあって、そろそろこれは改修しなきやいけないとか、もしくは新しくしなきやいけないとかいうことの判断に非常に大事なデータになるんですけれども、そういうものは八丈町は開示されていないということですので、7,100万、今回改修かかりますけれども、例えば簿価が3億だとしたら、3億に対して7,000万はかなり大きい数字になりますね。当然造った時点の物価と今の物価は全く異なるので、単純には比較できませんけれども、そういうことの判断材料になることも含めて、そういうものの開示を今後進めていただきたいと思いますけれども、これは企画財政課長、もしくは副町長のほうにご回答をお願いします。

○議長（山本忠志君） 企画財政課長。

○企画財政課長（金川智亜樹君） この資産管理台帳というのは、以前にもご指摘があった部分でして、今ちょうどそれが開示できるように、しっかり取り組んでいるところになります。今後、今、企画財政課と建設課のほうで、両方でやっていまして、建設課のほうでもしっかりと進めて、立木のほうというものが前載っていなかつたんですけども、そこも規定もしっかりと整えて、そういうところから整えている状況なので、しっかりそこは進めていきたいと考えていますので、よろしくお願ひします。

○議長（山本忠志君） 1番。

○1番（真田幸久君） ありがとうございます。立木の件がかなり処理が難しい、処理というか評価が難しいということは伺っているので、あるならば、例えば立木を除くとかという形で、いわゆる建築物ですとか比較的そういうものの数字を出しやすいものから先行しても出していただくことによって、我々議員としてもこういうところが早めに対応しなきや

いけないのに対応がなされていないとか、そういう提言にもつなげられると思うので、ぜひとも、全てがそろわなくとも出せるものから出していただければと思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（山本忠志君） 財政課長。

○企画財政課長（金川智亜樹君） うちのほうとしても、今ちょっと分けて取り組んでいる最中で、建物のほうは今、温泉等建物調査しているんですが、そういうことも踏まえて、建物のほうを先行して出せるのではないかというところで今検討しているところになります。出せるものから出していければと考えていますので、よろしくお願ひします。

○議長（山本忠志君） ほかにござりますか。

教育課長。

○教育課長（田村久美君） 先ほど1番議員のおっしゃっていた、こちらの7,100万をかけるという、多額のお金をかけるといったところの判断なんですけれども、三根小学校の体育館が、保有している体育館の中で一番面積が大きいです。また、現に、現存している小学校の体育館ということもあります。また、台風等の避難所として、主にはキャンパーの方、こちらの避難所で使っていただいている。あと、パブリックロードレース、1月の。こちらも収容できる一番キャパが大きいというところで、パブリックロードレースの懇親会会場ともなっており、単に雨漏りがするからという考え方ではなくて、当面使うというところで防水工事に踏み切りましたので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（山本忠志君） 1番。

○1番（真田幸久君） ありがとうございます。

もちろん、その重要性の点でこの契約に対して何か言いたいということではなくて、あくまでも町全体の資産管理というか、そういう面もきちんとデータとして把握していただき、周知していただくという趣旨で申し上げているので、この件が例えばそれだけ金額かけるのはどうかという意味で申し上げているわけではありませんので。

以上です。

○議長（山本忠志君） 先ほど手を挙げていました、まず先に、じゃ、5番から、レディーフアーストで。

○5番（山下則子君） ある町民の方からなんですけれども、例えば造ったはいいけれども、メンテナンスの面で、そういう台風とかの多いところなのに、例えば木の葉っぱが樋に詰まって、普通のうちだと樋が駄目になるとか、そういう面できれいにしても年度年度のメンテ

ナンスの部分というのは、町はやっていないんじやないかとかというご意見もあるので、ここではっきりさせていただけますとありがとうございます。

○議長（山本忠志君） 教育課長、いかがですか。

○教育課長（田村久美君） 先ほど1番議員がおっしゃった、そちらがもっともなんですけれども、メンテナンスですが、通常建物の大体耐用年数というのは決まっているので、コンクリートですと10年とか20年とかというところで、大体内地のほうでは、そういったきちんと計画を立てて補修を行っているのが通常だと思います。

八丈町の場合は今までそういうことを全くしてこなかったというところで、もう少しきちんと計画性をもってメンテナンスをしていれば、もう少し長もちをしたかもしれませんけれども、今、そういうことも踏まえて、教育課のほうでは保有している施設のメンテナンスというところで見直して、昨年度はコミュニティセンターの外構工事ですとか、そういう施設のメンテナンスも行っております。こちらは計画性を持って、また施設の用途ですか将来性も見据えながら計画を立てまいりますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（山本忠志君） 続いて、6番どうぞ。

○6番（金川孝幸君） 数年前から雨漏りしていて、イベントのときにバケツで雨を受けていたとか、そういう状況があったんですが、それに伴って床の腐食とかはないか確認されているでしょうか。

○議長（山本忠志君） 教育課長。

○教育課長（田村久美君） 雨漏りがするという報告は三根小学校の校長からいただきまして、担当係長と私で現場を確認いたしました。雨漏り箇所は10か所以上ございまして、ちょうどバケツを置いている状態でした。バケツをどこかしてみると、やはりちょっと腐食しているところがあったんですが、ちょっと今回は床のほうの改修はいたしません。使えなくなる期間が出来てしまうというところと、体育館の床はかなり施工が難しくて、ラインの引き直し等もありますので、今回は見送らせていただきましたが、状態のほうは確認しております。

○議長（山本忠志君） よろしいですか。

6番。

○6番（金川孝幸君） 例えば、さきくれみたいなのがあって、けがのないような対応をお願いしたいと思います。

○議長（山本忠志君） ほかにございますか。

(発言する者なし)

○議長（山本忠志君） なければ質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論ござりますか。

（発言する者なし）

○議長（山本忠志君） 討論を終結いたします。

採決に入れます。

本案の原案可決にご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（山本忠志君） ご異議ないものと認め、日程第9、議案第67号 八丈町立三根小学校屋内運動場屋上防水改修工事請負契約は原案どおり可決いたしました。

◎報告第7号の上程、説明、質疑

○議長（山本忠志君） 続いて、日程第10、報告第7号 専決処分事項の報告についてを上程いたします。

説明、教育課長。

○教育課長（田村久美君） データ番号41をお開きください。

報告第7号 専決処分事項の報告について。

令和7年9月5日、提出者、八丈町長、山下奉也。

説明。

地方自治法第180条第2項の規定に基づき、八丈町立学校生徒の負傷事故における八丈町と相手方との損害賠償の額の決定及び和解の成立について、別紙のとおり報告します。

次をご覧ください。

専決処分書。

地方自治法第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

令和7年6月5日、八丈町長、山下奉也。

こちらの内容になります。

大賀郷中学校生徒の負傷事故に対し、相手方と下記のとおり損害賠償の額を定め、和解しました。

1、相手方。

大賀郷在住の方です。

2、和解の期日。

令和7年6月5日。

3、損害賠償の額及び和解の内容。

令和6年12月3日12時頃、大賀郷中学校校庭において、体育の授業中、持久走練習をしていたところ、膝や足首など両足全体が痛くなった事故は、独立行政法人日本スポーツ振興センター災害給付金以外の損害が生じたため、金6万7,924円の支払いをするものです。こちらは骨折等ではございません。よろしくお願ひいたします。

○議長（山本忠志君） 説明が終わりました。

質疑をお受けいたします。

（発言する者なし）

○議長（山本忠志君） よろしいですか。

質疑を終結いたします。

以上で、日程第10、報告第7号 専決処分事項の報告についてを終わります。

◎報告第8号の上程、説明、質疑

○議長（山本忠志君） 続いて、日程第11、報告第8号 専決処分事項の報告についてを上程いたします。

説明、教育課長。

○教育課長（田村久美君） データ番号42をご覧ください。

報告第8号 専決処分事項の報告について。

令和7年9月5日、提出者、八丈町長、山下奉也。

説明。

地方自治法第180条第2項の規定に基づき、八丈町立学校生徒の負傷事故における八丈町と相手方との損害賠償の額の決定及び和解の成立について、別紙のとおり報告します。

専決処分書。

地方自治法第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

令和7年8月15日、八丈町長、山下奉也。

内容について説明します。

本件は八丈町立三根小学校児童の負傷事故に対し、相手方と下記のとおり損害賠償の額を定め、和解しました。

相手方は、三根在住の方です。

和解の期日は令和7年8月15日になります。

3、損害賠償の額及び和解の内容。

令和7年6月9日14時50分頃、三根小学校体育館において、6時間目の体育で握力を測定後、本児がクラスの児童の顔にバスケットボールをふざけて当て、積み上がったマットの上に逃げた。ボールを当てられ怒った児童が、本児を追いかけもみ合いになり、誤って160センチぐらいの高さから左腕が下敷きになる形で転落した事故は、独立行政法人日本スポーツ振興センター災害給付金以外の損害が生じたため、金8万3,690円の支払いをするものです。

こちらちょっと文章ですと加害のように思ってしまいます、ちょっと悪ふざけというところで、保険会社のほうにも確認しましたけれども、対象となるそうです。こちらは腕の骨折となりました。

あと、校長からの報告によりますと、本児もまた追いかけたという児童についても保護者のほうも納得されております。

以上です。

○議長（山本忠志君） 説明が終わりました。

質疑をお受けいたします。質問ございますか。

（発言する者なし）

○議長（山本忠志君） 質疑を終結いたします。

以上で、日程第11、報告第8号 専決処分事項の報告についてを終わります。

ここで休憩に入ります。

再開は10時30分までにお集まりください。

（午前10時17分）

○議長（山本忠志君） 休憩を解いて再開いたします。

（午前10時30分）

◎質疑に対する回答

○議長（山本忠志君） 次の日程第12に入る前に、先ほど1番議員からお願いがありました三根小学校体育館に関する、今ある資料についての説明を、教育課長より説明をお願いいたします。

教育課長。

○教育課長（田村久美君） 減価償却費のお話がありましたけれども、申し訳ありません、今、皆様のほうにお示しすることがちょっとできません。というのは、公有財産のほうはあったんですけども、建設当初の金額、もちろん入っていますが、その後の更新ですとか、そういったものがちょっと反映されていないので、かなりお時間を要するというところで、申し訳ありません。今後は町全体としても整備に進めてまいりたいと思いますので。

以上、回答いたします。

○議長（山本忠志君） 1番議員よろしいですか。

○1番（真田幸久君） はい。

◎報告第9号の上程、説明、質疑

○議長（山本忠志君） それでは続きまして、日程第12、報告第9号 令和7年度八丈町教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価（令和6年度分）についてを上程いたします。

説明、教育課長。

○教育課長（田村久美君） データ番号43をお開きください。

報告第9号 令和7年度八丈町教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価（令和6年度分）について。

令和7年9月5日、提出者、八丈町長、山下奉也。

説明。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条の規定により、別紙のとおり報告します。こちらの報告書の説明の前に、6年度の主な事業や効果、成果などについて、簡単に概要をお話ししたいと思います。

まず、学校教育です。

ハード面では、三根小学校のトイレの洋式化工事、また大賀郷中学校のバックネット改修工事など、事業計画に基づき、必要な施設整備の更新を行いました。

ソフト面では、学校の取組として文部科学省リーディングDX事業の生成AIパイラット校に三根小学校、富士中学校が指定され、子供たちの教育や教職員の校務に活用しました。

企業で実施する2024年夏のコンテストで、富士中学校の3年生が作成した地域の魅力発信ウェブサイトが最優秀賞を受賞、また人権作文コンクールでは大賀郷中学校生徒の表彰もございました。

また、教育委員会事務局庶務係では、将来の学校の在り方を考えるため、年度末に適正規模・適正配置等審議会を立ち上げることができました。

続いて、社会教育に移ります。

ハード事業では、コミュニティセンターの外壁防水改修工事、また歴史民俗資料館の耐震改修工事、展示制作などを行いました。

ソフト面では、町制施行70周年事業と名誉町民の團伊玖磨先生の生誕100年が重なり、毎年実施しているメモリアルコンサートの特別公演として、歌劇「夕鶴」を上演しました。オーケストラピットを整備し、すばらしい舞台関係者、出演者と島の子供たちが共につくり上げた本格的なオペラで周年事業の最後を飾ることができました。

各事業とも職員が欠員の中で、庶務係、生涯学習の職員が職務の遂行に努力しましたので、勞いたいと思っております。また、八丈町議会をはじめ、ご理解、ご協力いただいた関係機関、町民の皆様にも感謝を申し上げます。

続いて、報告書の説明にまいります。

6年度の八丈町の教育目標と4つの基本方針に基づき、教育施策を推進しました。こちらは変更ございませんので、読み上げは割愛させていただきます。

4つの基本方針について、抜粋して説明したいと思います。

7ページをご覧ください。7ページの下段になります。

基本方針1の人権尊重の精神と社会貢献の育成では、いじめの発生件数と不登校児童・生徒数が前年度と比較し、いじめが増、不登校は減となりました。いじめの数字が実態とは捉えておりません。スクールカウンセラーの全員面接、SOSの出し方教育、教職員の研修など、丁寧に継続して体制強化に努めてまいります。

続いて、13ページをご覧ください。

基本方針2、豊かな個性と創造力の伸長では、こちら、13ページの給食事業について説明します。

6年度の東京都補助金と町の予算を充て、児童・生徒分の給食費の補助、無償化を実施しました。

地場産物を使用したメニューでは、気候の変化で安定した食材確保が難しく、ほかにもお米、野菜、調味料等の値上がりがありました。

また、給食センターの老朽化に伴い、設備の不具合が度々あり、厳しい状態ではありましたが、何とか栄養バランスの取れた給食を提供できたものと思っております。

続いて、18ページをご覧ください。

基本方針3、生涯学習と文化・スポーツの振興についてになります。こちらでは図書館の事業について説明していきます。

6年度は、図書館の利用者数が全ての月において前年度を上回り、全体で1,100人の増となりました。テーマ展示の実施、レイアウトの変更、町公式Xを活用した情報発信など、工夫した取組が来館者増につながったと感じております。また、外部支援として、町立小・中学校の図書室の支援のほか、都立八丈高等学校に対しても団体貸出しや選書などを行いました。

最後になります。29ページから30ページをご覧ください。

基本方針4、町民の教育参加と学校経営の改革の推進では、ホームステイ事業について説明します。

新たな受入先は確保できませんでしたが、3名の生徒を受け入れている個人、団体に対して、補助金を引き上げて実施しました。また、他の自治体で起きた留学制度の問題事案を受け、実態把握を兼ねて受入先の現場確認等を行いました。

本年の3月には、7年度より新たに受け入れする2名の生徒と保護者、受入先、八丈高校、町の4者で顔合わせを行うこともできました。離島という環境で親元を離れ通学する生徒を3年間お預かりする、生徒も受入先も相互に負担の大きい事業です。引き続き、効果や持続可能性を検討してまいりたいと思っております。

最後に、教育全般を通してです。

特に大きな課題は、管轄する施設の老朽化と建物の過多状況です。将来的な運用方法の問題や採算性も課題と思っております。時代の変化や今後の人口減少を踏まえ、適正な施設整備計画を作成してまいりたいと思っております。

最後になりますが、外部評価委員からの意見も添えて説明を終わりたいと思います。

○議長（山本忠志君） 説明が終わりました。

質疑をお受けいたします。質問ございますか。

1番。

○1番（真田幸久君） 7ページのスクールカウンセラーのところに関連しての質問なんですが、そういう形で関与する方、スクールカウンセラー以外にもスクールソーシャルワーカーという立場の方を入れて活動といいますか、行っている自治体もあると思います。スクールカウンセラーはある意味個々の問題に対して対応する方で、問題が生じた場合に関

係機関と協議をして、全体として解決策をどうしていくかというのがスクールソーシャルワーカーの役割だと思いますけれども、今現在でそういったスクールソーシャルワーカーを入れなければならないような事案はないのかということと、あれば何らかの動きがあると思っていますけれども、あとはそういったことも可能であれば、スクールソーシャルワーカーについても配置といいますか、そういったものを考えなきやいけないというふうに思っていらっしゃるか教えてください。

○議長（山本忠志君） 教育課長。

○教育課長（田村久美君） 実は、八丈町の場合のスクールカウンセラーなんですけれども、実際いじめとか不登校というご相談よりは、特別支援に関わるご相談のほうが多いといった現状になります。

おっしゃられていた専門性のある方の導入については、検討してまいりたいと思っております。

○議長（山本忠志君） 1番、よろしいですか。

8番。

○8番（岩崎由美君） 今、いじめというか、そっちのほうと関連なんですけれども、不登校といじめにカテゴリーを分けてこちらでは示されていて、去年よりちょっと増えた、いじめが増えたとか、そういうふうに書いてあるんですけども、その内容というのは、いじめの質というか、いろいろあると思うんですね。最近増えているのがLINEとかそういうネット上のいじめ、より深刻な問題を引き起こしやすいというか、分かりにくいくらい、表面に出にくいというところで、発見が遅れやすいという傾向があるようなんですが、そのあたりのことは把握はどのようにされていますか。

○議長（山本忠志君） 教育課長。

○教育課長（田村久美君） いじめのアンケートの実施ですが、こちらの報告書にもあるように6月、10月、1月と、年3回を実施しています。また、こちらのアンケートなんですが、やはりいじめの定義というか、そういったところはなかなか難しいので、実際に本当にいじめがあったのか、または本音を書いているのかというところは分からんんですけども、今、こちらのいじめ、不登校については担当係長が担当しておりますが、細かい内容については、校長から逐一報告が入っております、教育長や私にも共有をしております。

先ほどLINE等といった情報機器を使ったようないじめというのもなくはないというところで、そちらについては、すぐに分かった時点で対応している状況ですが、件数としては

そんなになかったと、6年度にそういったＬＩＮＥについてのいじめというのは、都内のような形の件数のような報告はなかったです。

(岩崎議員「はい、分かりました」の声あり)

○議長（山本忠志君） よろしいですか。

ほかにございますか。

6番。

○6番（金川孝幸君） 先進的にデジタルを活用した教育を取り入れた諸外国では、また紙に戻しているような話も聞きます。あと、国内においても小学校の低学年においてはタブレット等の使用が難しいのではないかという話も聞くんですが、八丈町の状況はいかがでしょうか。

○議長（山本忠志君） 教育課長。

○教育課長（田村久美君） タブレットについては、今、八丈町の町立小学校、中学校ともかなり進んで使っている状況です。低学年の子も、特別配慮を要するお子さんは別として、皆さん難なくご利用いただいている。

先ほど、紙というお話がたしかフィンランドでしたか、海外でもそういった機器をやめて紙に戻すというようなニュースを見ましたけれども、うちの情報教育担当の職員が先進地域のところに研修に行きました、かなり細かく視察をして、実際にお子さんたちのそばに行って、どういった使い方をしているかというのを見てきてくれて、報告書も私と教育長のところに出していただいたんですけども、その中でもやはりタブレットだけではなくて、教科書に書き込んでいたところがすごく重要というところで、紙とタブレットと両方を使っているといったところでした。

実際に自分で考えないと機器も使えないというところもありますし、そちらはいいところ取りではないんですけども、状況に合わせてうまく使っていけたらと思っています。

また、セキュリティーのほうも確認、学校の先生方が管理できるような状況で使用しておりますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（山本忠志君） 6番、よろしいですか。

○6番（金川孝幸君） はい。

○議長（山本忠志君） ほかにございますか。

5番。

○5番（山下則子君） 20ページの多目的ホールおじゃれについてなんですか、この記

載によると、島内技術者の増員、養成が困難となっており、現技術者に負担が生じていると書いてあるんですけども、やはり島内で、例えば広く、例えば文化協会が窓口になって、そういう方を募集をして育てるということは可能なんでしょうか。

○議長（山本忠志君） 教育課長。

○教育課長（田村久美君） 多目的ホールですが、こちらかなり当初から言わわれていたんですけども、かなり専門的な機器が入っておりまして、通常一般に初見等ではもちろん使えませんし、かなり技術者は養成しないと使えないような機器が入っております。

こちらに今、教育課のほうでは、この多目的ホールの今後についても内容のほうは検討している状況ですが、その技術者の養成というところではこちらも検討しつつ、運用方法であったり、あと施設の設備面、こちらもいま一度検討してまいりたいと思っております。

また、こちらの島内技術者の方もかなり年齢が上がってきしております、教育課のほうでは技術者さんと一緒に打合せもして、今後どういったことが可能かというところは話をしているんですけども、やはり人というところでかなり難しいような状況というふうに実感しております。

○議長（山本忠志君） 5番。

○5番（山下則子君） やっぱりすてきなホールで音楽とか舞台芸術とかを見るときに、やっぱり技術者の方というのは大事だと思うんですね。それなりのことができなければ、ただ立派なホールだけあっても、物が上演できないとかとなると大変だと思うので、やはり島に住んでいる方を、若い方を広く募集して、島のためになるんだよというところを、やっぱり島のためにという思いがないと、なかなかお仕事としてじゃないですよね、それだけで食べていいわけではないので、ちょっとボランティア的な面もあると思うので、そういう思いの情操というか、そういうのも大事じゃないかなと思うんですね。

私は母島に行ったときに、母島で花火大会を見たんですけども、そんなに何百発も上げるわけではないんですが、その花火師は父島、母島に住んでいる方が花火師の資格を取って花火を上げていたんですね。やっぱり島を盛り上げようという、その気持ちというか、そういうので、すばらしいなと思ったんですけども、そういう面でも島のめになりたいという方がいらっしゃるのではないかと思うので、やはりそういうところも幅広く募集をかけていったほうがいいと思っています。要望です。

○議長（山本忠志君） では、そういう提案ということですね。

○5番（山下則子君） はい。

○議長（山本忠志君）ほかにございますか。

じゃ、2番いきましょう。

○2番（淺沼隆章君）関連になります。

まず、現技術者がちょっと今、人数が少なくて、例えば体調が悪かったりすると、それで予定がつかないと、ホールが使えないみたいなことも、そういうお話を聞いたりしております。そういう中で、技術者の増員とか養成というのが急務なんすけれども、それでこちらに書いてある内容ですと、それはただ困難ですと。困難な理由というの一番は何なんでしょうか。

○議長（山本忠志君）教育課長。

○教育課長（田村久美君）やっぱり、先ほど5番議員もおっしゃられていたとおり、こちらの業務内容は好きではないと多分できないと思います。技術云々というところもありますけれども、まずそこというところと、あと、こちらだけでは今の金額ではもちろん生計が成り立たないといったところもあります。また、イベントに対する何かあったときの責任というか、精神的な負担というのも大きいのではないかというふうに推察しております。

○議長（山本忠志君）2番。

○2番（淺沼隆章君）ありがとうございます。

であればすけれども、この対策として、島内の技術者がなかなか見つからないという状態を考えるのであれば、例えば島外の方で、もちろん素人の方は駄目すけれども、何度か研修をしていただくことで、ホールが使えるようにする方を島外の人にも増やすとか、そういう考え方をお持ちかどうか、お願いいたします。

○議長（山本忠志君）教育課長。

○教育課長（田村久美君）技術者の養成等については、島外から専門の会社のほうに委託して募集を行っております。

あとは、一般的には多分こちらが委託をして行うものだと思っております。今の、人で対応するというところは、やはり不確定な要素が大きいというところで、実際にこちらでお願いしても、なかなか受けてくださらなかったりというところもありますし、今後、人口減少というところもあると思いますので、すごく、やる人がずっと継続して、持続してできるかといったところは、やはり難しいと思っております。全面的に委託をしてしまうと、かなりのもう数千万といったところになるので、こちらも費用対効果の面からもいかがなものかなというところで、今検討しております。

町で代表監査委員のお話がありましたけれども、できるだけサービスを皆さんに提供するというところが行政サービス、私たち公務員の役目ではありますけれども、やはりそれが持続可能でないと、今この数年は持ちこたえられるけれども、じや、10年、20年というのを考えたときに、やはりかなり難しいなというところが現場の感触としてありますので、何が一番できるかというところは引き続き検討してまいりたいと思っております。

○議長（山本忠志君） 2番。

○2番（淺沼隆章君） ちょっと私の聞き方が悪かったかもしれません、島外の事業者の方を、例えばホールを利用するのに、いきなり使わせるということを今、多分していないと思うんですね、島外の事業者であったとしても、専門家だったとしても、使わせていないと思うんですけども、そういう方たちを委託とかではなく、事業ごとに使えるように、八丈町のほうで研修を、そういう事業者を募集して、させることで使えるようにする、そういう形が取れないかというお話を。お願いします。

○議長（山本忠志君） 教育課長。

○教育課長（田村久美君） それはちょっと検討していくみたいとは思いますが、ちょっと課内で検討してまいります。

○議長（山本忠志君） 1番。

○1番（真田幸久君） 関連する質問ですけれども、島外団体利用増加に伴うコーディネート業務強化の方針も掲げられていますので、そことある意味リンクさせることによって、島外団体利用者が増えるということであれば、当然そちらの方が八丈町以外でこういった施設を使っている場合も、そういう施設を管理する方、音響施設等を動かす方のネットワークも当然存在しているはずなので、島外利用者を増やすのであれば、同時にそういった形で今、2番議員がご提案なさったようなところと絡めてやっていくというようなことで、より効率的に進められるのではないかと思うんですけれども、そのあたりはいかがでしょうか。

もう一つは、八丈町の機材が、例えば都内のそういう施設に比べてもっと複雑で困難という状況なのか、そうではなくて、ある程度一定のレベルのものであって、それなりのところを経験している人であれば実務上は特に問題ないのか、そのあたりの、この八丈町のおじやれホールの特殊性はいかがでしょうか。

○議長（山本忠志君） 教育課長。

○教育課長（田村久美君） 機器の設定等が八丈町のおじやれホールはちょっと独自となっているというふうに担当から伺っております。ですので、必ず島内の技術者を入れているのは、

使っても元の設定に戻せるようにというところで使っております。

こちらは、例えば空の箱だけの施設で機器を持ち込みで持ってきていただくということでするのであれば、全然必要ないんですけども、今、町のホールに附属している設備を使うとなると、ちょっと独自の設定法になっているというところで、必ず島内の技術者を配置して、また職員で配置しております。

○議長（山本忠志君） 1番。

○1番（真田幸久君） ありがとうございます。

そうしたら、逆に言うと、ある意味切り分けは可能ということですね、業務の。管理するというか、実際に何かイベントをする際に、例えばその座席の問題と音響の問題は、そこは別な形で、それを行う人が別であってもいいということですね。というか、であれば、また違った解決策というか、頼み方も変わってくると思うので、それを一括して頼むとなると、おっしゃるとおり、八丈町にずっといて、それをずっと使い続けていなきやいけないですけれども、それを分離すれば、可能であれば分離した形で委託の仕方を考えるということで、もっと柔軟に頼む人を選ぶことも可能じゃないかと思うんですけども、そのあたりはいかがでしょうか。

○議長（山本忠志君） 教育課長。

○教育課長（田村久美君） こちらの施設は多目的ホールというところなので、基本的には技術者さんはお使いになる方がそちらのほうにお金をお支払いしていただくものになります。島外の業者さんをお呼びになるのであれば、おのずと金額が上がるといったことになります。

また、受益者負担率からいっても、こういった施設は8割ぐらい、こちらにかかっている経費の8割ぐらいご負担いただくというところが通常の施設の考え方となっています。今、全く町のほうでは受益者負担率というのはかなり抑えて、皆さんのが使いやすいようにというところで抑えておりますので、そういった総合的に見て、いろいろと課題が出てくるのかなと思っていますので、逆に金額が上がったり、島外の業者さんをお呼びするのだって数十万かかるてしまうということであったら、主催者側のそちらの金額をどれだけ負担できるのかといったところもありますので、島内の技術者さんが育成できないというところは心苦しいところではありますけれども、なかなか利用者さんにとっては結構苦しい選択になるのかなと思っておりますので、できるだけ教育としてはいい方法を考えていきたいなと思っております。

○議長（山本忠志君） ほかにございますか。

1番。

○1番（真田幸久君） 16ページのキャリア教育についてなんですかとも、幾つかおやりになっていますけれども、例えば島外の企業の訪問。訪問先の名前はもういわゆる超巨大企業と言われているところで、それはそれで勉強にはなると思うんですが、实际上、八丈町で生まれ育って、その後、八丈島を離れて、あちらで勤務してというところで言うと、いろんな規模の企業があるわけで、そうすると実際経験することとか、そこで苦労されることとかは、ただ大企業の話を聞けば分かるという問題ではないので、例えば、今現在島内在住で内地の企業等に勤務経験のある方などにお声がけをして、もうちょっと現実的なというか、そういう話を聞いていただくことも非常に大事な取組なのではないかと思っているんですけども、その点はどのようにお考えか、教えていただけますでしょうか。

○議長（山本忠志君） 教育長。

○教育長（大澤道明君） よろしくお願ひします。

実際に中学2年でやっているキャリア教室以外にも、各学校で有職者、仕事に就いている方をお呼びして、学校においての子供たちに向けての勉強会をやっています。

例えば、今ではジャージー牛を使った乳製品ですかとか、キッチンカーですか、各学校が計画をして、いろいろな仕事、逆に島外から島に来て就職されている方の話を聞くことが多いんですけども、あとは、島内でやっているレモンですかアシタバですか、そういうものを、第一次産業も知ってほしいというので、校長先生からお願ひして実際学校のほうに来ていただくことが多いですが、体験学習も含めて子供たちにたくさん体験させましょうというお願ひをして計画を立ててもらって、実際にやっております。

○議長（山本忠志君） 1番、よろしいですか。

ほかにいかがですか。

1番。

○1番（真田幸久君） 続きまして、21、22ページの婦人学級についてなんですかとも、こちら婦人学級、すみません、私の不勉強かもしだいですが、この婦人学級の規定といいますか、何をもって婦人学級というのかをきちんと知りたいというのと、やっていらっしゃる内容を見ると、いわゆる社会人教育として、別にいわゆる婦人、女性に限定する必要があるのかという項目にも感じられたので、これ、婦人学級としてだけではなくて、逆に社会人学級として、制限を設けないという言い方は変ですかとも、そういうやり方をしたほうがいいんじゃないかと思ったんですけども、双方の質問に対する回答をお願いします。

○議長（山本忠志君）　これはどなたですか。

教育課長。

○教育課長（田村久美君）　こちら、婦人学級というところがかなり、多分、恐らく昔の社会教育、そういった教育がなかなかままならない、ご自宅にいらっしゃる専業主婦の方ですか、そういったところで多分始まったのではないかなと思うんですが、実際これ、婦人学級となっていますけれども、男性もこちらの教室には参加しております。また、係のほうから婦人学級という名称がなかなか女性だけ限定しているようだということで、今年度から名称も変えました。

○議長（山本忠志君）　それでは、2番どうぞ。

○2番（淺沼隆章君）　26ページになります。

コミュニティ・スクールのほうが令和6年度3校が設置したということになっていると思います。それで今年に関しても全校が設置するということになっていると思うんですけれども、このコミュニティ・スクールの委員というのをどのように誰が選んでいるのか教えてください。

○議長（山本忠志君）　教育課長。

○教育課長（田村久美君）　各校の校長先生が選んでいらっしゃるということです。

○議長（山本忠志君）　2番。

○2番（淺沼隆章君）　ありがとうございます。

人数の制限等は特になくてということなんでしょうか。

○議長（山本忠志君）　教育課長。

○教育課長（田村久美君）　規則で規定されております。

○議長（山本忠志君）　2番。

○2番（淺沼隆章君）　コミュニティ・スクールを設置するに当たって、いろいろ保護者等地域の方々からご意見をたくさん集めるということが主になっていると思うんですけれども、それを校長先生自ら選定してしまうと偏った形になる可能性もあると考えるんですけども、そのところは、どういう分野から何人とか、そういう形で選ぶわけでもなく、校長先生が規定に沿って人数だけを決めていて選んでいるということでおろしいでしょうか。

○議長（山本忠志君）　教育課長。

○教育課長（田村久美君）　偏ったところはないですね。実際に校長先生方が委員の方の選出というか、されていますけれども、満遍なく地域の顔というか、幅広い意見をいただけるよ

うな、信頼のできる方を選出していると思っております。

また、こちらのコミュニティ・スクールの委員については、教育委員会で内容も諮っておりますので、特段そういう偏りは感じおりません。

○議長（山本忠志君） 2番。

○2番（淺沼隆章君） すみません、もう一点だけ、そのコミュニティ・スクールの選定について。

今、お話を伺うと、校長先生が、人数がちょっと何名かは今存じ上げていませんけれども、その人たちを上げたときに、教育委員会ないし教育課のほうで一応この方だったら任せられるねというような形を一度取っているということでおろしいですか。

○議長（山本忠志君） 教育課長。

○教育課長（田村久美君） 教育委員会の定例会に諮って、内容と委員の方の名簿をつけて諮っております。

やはり小さい島ですので、学校が幾つかかぶっていらっしゃる委員の方もいらっしゃるのでは、そちら、重なっている委員の方もいらっしゃいます。

○議長（山本忠志君） よろしいですか。

（淺沼議員「ありがとうございます」の声あり）

ほかにございますか。

1番。

○1番（真田幸久君） 24ページの八丈方言についてですけれども、今から申し上げることは以前議長がここで質問して、それに対するある程度対応が行われた内容に関することなんですが、おじやりやれという言葉の誤った用い方が相変わらず多く見受けられます。

方言をきちんと伝えていくということを考えた場合に、やはりそれに対する対応はしかるべき内容で行うべきだと私は思っています。

結局そのときにも問題になったのは、おじやりやれが、ようこそいらっしゃいましたという形で使われていることが非常に多い。でもこれは、たしか教育委員会のほうにも確認して、言語学者の方からも確認した上で、そういう使いつ方は誤っているというふうに伺っています。

おじやりやれというのはあくまでも来てください、何々しゃれというのは八丈方言にかかわらず、東北地方でも同様の使い方で、何々やれは何々してくださいという意味合いで考えると、おじやりやれがようこそいらっしゃいましたというのは明らかに誤った用い方ですし、

ですので、たしか八丈空港でも着いたところから出てくるところのおじやりやれを確かなくしたと思うんですね、横断幕を。なくしていませんか。結局、おじやりやれというのを八丈に着いた人に言うのは、用い方として明らかに誤りですね。あえて申し上げるなら、ようこそおじやりやったとか、それが正しい使い方で、方言を残していくというのであれば、やはりもともとの意味をきちんと残す。

逆にそうではなくて、ほかの日本語同様、使い方が変わってきてているんだということで、もうそれでいいんだという判断であるなら別ですけれども、そのあたりはどのように定義されていらっしゃって、それを例えばX上とかでも、そういう使い方をされていることは結構見ていて多いので、私は方言の残し方としては非常に問題があるという認識を持っていますけれども、教育委員会として、もしくは教育課長として、その点をどうお考えかをお教えください。

○議長（山本忠志君） 教育課長。

○教育課長（田村久美君） 空港の横断幕はたしかおじやりやれのままで、到着した出口のところに張っていました。私もこちらのおじやりやれというところが間違っているということで、もう一度、再度専門家の先生に伺ったところ、誤りではないという見解がございまして、今はどちらも使うような形で表示等をしております。

○議長（山本忠志君） 1番。

○1番（真田幸久君） すみません、前教育長のときに確認しに行って、そのときに実際にその言語学者の方のお名前も聞いて、議長がお尋ね、議会で尋ねた際に確認をして、そういうことだというふうに聞いていたんですけども、じゃ、違う言語学者の方が違う解釈をなさったのかということと、先ほど申し上げましたように、そういう使われ方をしてきているから誤用ではないという意味なのか、そもそも使われていた、長い間使わっていたおじやりやれという言葉として誤用なのかによって、考え方方が異なってくるんですけども、その概念規定というか、そこはどうなっているんでしょう。

○議長（山本忠志君） 教育長、どうですか。

教育長。

○教育長（大澤道明君） 実際に私もおじやりやったと使うんですね、いろいろ。今度の小学校、都の校長会が来るんですけども、おじやりやれが、僕がたまに講師を頼まれて、中学校の校長のほうですけれども、やるときに、おじやりやれと普通に使ってしまっていたんです。どちらも使えるのかなというので、茂手木先生あたりにも聞いたりして、流れの中では

使っても大丈夫かなというのがあったので使っていたんですが、私個人としては、おじやりやった、よくおじやりやったのという形で使います。

だから、私もどっちが正しいか、そんな話初めて私もお聞きしたので、もう1回確認いたしまして、またご回答等をしていきたいと思います。すみません。

○議長（山本忠志君） 1番。

○1番（真田幸久君） やはり、方言を残すということを全面に出しているのであれば、そこは普通に考えれば、これまで使われてきた歴史的経緯というほうが優先されるのであって、実際には八丈の方言はほぼ使われなくなっているからこそ余計に、今の使い方を認めてしまうのはちょっと違うのかなと。

歴史的なものとして残していくことであれば、長らく使われてきた使い方をきちんと残していくって、その言語学的にも先ほど申し上げたような後ろに語尾につく形というのは八丈だけの方言の特徴ではないということを踏まえれば、明らかに違うんじゃないかと。なので、今使われているからという部分と、歴史的な部分というのを分けて、教育委員会としても、それをどう捉えて八丈方言として今後残していく作業を行っていくというのかをきちんと整理していただきたい。

たしか南大東島のほうで、おじやりやれというのが、ようこそいらっしゃいましたというふうに使い始めて、そちらのものが逆に八丈町のほうで使われてくる、もしくは全国的にそのほうが先に有名になってしまって、その使い方が普及してきたというようなことも見たことがありますので、そういう経緯も踏まえれば、どう考えるべきかということを考えていきたいので、ぜひともご再考いただいて、対応をお決めになっていただきたいと思います。これは結論が出たら、また議会の席에서도お知らせいただければと思います。

○議長（山本忠志君） 教育長。

○教育長（大澤道明君） 今年の10月に方言サミットが石垣島あります。そのときにいろいろと学者さんとも話をする機会があるので、担当者のほうとまた、川上先生も含めて、いろいろと話し合いをして、その結果をまたお伝えしたいと思います。

○議長（山本忠志君） ほかにございますか。

1番。

○1番（真田幸久君） 25ページの部活動でのタクシーの移動についてなんですかとも、現実の問題としてタクシーで今、移動せざるを得ないというのは分かるんですが、この点に関しては、昨日の企業会計の決算審査とも絡んでくるんですけれども、この問題についても、

町の地域交通計画と併せて検討することも必要ではないかと。

その時点で申し上げましたが、例えば小型のコミュニティバスぐらいの規模のバスをもつと増やして、こういったものとも重ね合わせながら有効に使っていくと。大型バスを全体として減らして、小回りの利く車を増やすと。

当然、そこにはドライバー確保という問題が、また別な問題として生じることは重々承知していますけれども、そういった対応等も考えながら、この部活動による移動について考えていらっしゃるかをお聞かせいただければと思います。

○議長（山本忠志君） 財政課長。

○企画財政課長（金川智亜樹君） 今現在、部活動のタクシー移動については、今、デマンドの実証実験をやっているということから、ちょっと教育委員会にお願いしまして、大賀郷だけになってしまふんですけども、ちょっとデマンドを利用して実証を今、重ねています。

将来的に、本当にいろんな議論が今回の議会、病院だったり、いろいろ起きていますけれども、やっぱりバランスだと思います。だから、部活動を民間に移譲するのか、そういった点でも大きく変わってきたり、学校の適正化に向けて今、議論しているところで、そういった将来的な生徒数というのも見ながら、将来的な交通計画というものを策定していくかなければいけないと考えていて、その辺はしっかりと、将来のビジョンだったり、人口、生徒数というところを視野に入れながら、しっかりとプロジェクトチームを中心に検討していくと考えていますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（山本忠志君） ほかにございますか。

1番。

○1番（真田幸久君） 次に、28、29ページの、学校施設の予約システムについてですけれども、こちらは以前もDXのことで申し上げましたけれども、学校の施設の予約に限らず、町の施設全体の予約に関して、DX化の流れの中で一括して予約システムを導入することが必要かと思いますけれども、そういった全体に対していろいろなことをお考えになっているかどうかを教えていただけますでしょうか。企画財政課長への質問です。

○議長（山本忠志君） 財政課長。

○企画財政課長（金川智亜樹君） DXについては、町の最重要事項かなと考えていますので、その辺のところは電子決算だったり、そういうところも踏まえて予約というものを、ちょっとホームページも今、リニューアルということで進めていますので、そういったことができるように、今進めているところです。

また、本当に言うとバランスなんですけれども、やはり携帯の普及率だったりが低いとか、そういったこともあるので、その辺もちゃんと数字を取りながら、どういった方法が皆さんの利用が便利になるかというところを考えまして、ちょっと整備していかなければなと考えていますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（山本忠志君） 1番。

○1番（真田幸久君） 例えば、学校施設であれば、保護者の方が主に使われるということを前提にしたとすると、当然もうスマートの普及率が非常に高い状態ですと、先ほどのいろんな話の中でLINEでの活用云々というところにも関係する。

例えば、最初はLINEを使ったものの予約の受付等から始めて、様子を見ながら、ほかの分野、おっしゃったように、スマートを使いこなせる人たちがメインになれば、それだけいいですけれども、全体としてまだばらつきのある利用者のものに関しては今までどおりという形で、できるものからまず、LINEなりなんなりで始めて、最終的にまとめた形でやっていくような形で。

そこはある意味柔軟に、早めに試験的な部分も含めて学校関係に関しては早めに対応いただきたいと思いますけれども、そういった対応は可能なんでしょうか。

○議長（山本忠志君） 財政課長。

○企画財政課長（金川智亜樹君） 議員がおっしゃるように、実は公式LINEのほうも実は2年、3年前から検討はしてございます。

ここでまた重要なのが、以前議会さんから言わされたとおり、高齢者だったりを置いてけぼりにしない方法で進めてほしいといったところを念頭に置きまして、例えば、今我々が進めている航空券の割引カードというのも、昨年度に比べて電子申請が約10%ぐらい高まっています。

こういった状況を踏まえまして、島民の方がどれだけデジタルが扱えるかといったらあれすけれども、どれだけ需要があるかといった部分も見まして、どういったツールで今後町の予約だったり、いろんな電子申請に変わっていくと思うんですけども、何が一番いいのかというのを合わせて、そういった数字も見ながら検討していかなければなと考えていますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（山本忠志君） よろしいですか。

ほかにございますか。

(発言する者なし)

○議長（山本忠志君） ないようでしたら、質疑を終結いたします。

以上をもちまして、日程第12、報告第9号 令和7年度八丈町教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価（令和6年度分）についてを終了いたします。

◎承認第12号ないし承認第13号の上程、承認

○議長（山本忠志君） 続いて、議員派遣についてお諮りいたします。

日程第13、承認第12号、日程第14、承認第13号の議員派遣承認については、一括して議題にしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（山本忠志君） ご異議ないものと認め、一括して議題といたします。

お手元に配付しております議員派遣承認については、会議規則第126条の規定により、議決を求めるものであります。

これより休憩いたします。

（午前11時21分）

○議長（山本忠志君） それでは、休憩を解いて再開いたします。

（午前11時27分）

○議長（山本忠志君） 日程第13、承認第12号 洋上風力先進地視察については、8番、岩崎由美君、日程第14、承認第13号 第74回全国漁港漁場大会については、3番、奥山幸子君ということで、派遣することでご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（山本忠志君） ご異議ないものと認め、ただいまのとおり承認いたします。

◎総務文教委員会の閉会中の特定事件の調査活動について

○議長（山本忠志君） 続いて、日程第15、総務文教委員会の閉会中の特定事件の調査活動についてを上程いたします。

本件は、お手元に配付のとおり、総務文教委員会の特定事件の調査活動は、閉会中も活動できるものといたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（山本忠志君） ご異議ないものと認め、日程第15、総務文教委員会の特定事件の調査活動は閉会中も活動できるものと決定いたします。

◎経済企業委員会の閉会中の特定事件の調査活動について

○議長（山本忠志君） 続いて、日程第16、経済企業委員会の閉会中の特定事件の調査活動についてを上程いたします。

本件は、お手元に配付のとおり、経済企業委員会の特定事件の調査活動は、閉会中も活動できるものといたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（山本忠志君） ご異議ないものと認め、日程第16、経済企業委員会の特定事件の調査活動は閉会中も活動できるものといたします。

◎議会運営委員会の閉会中の特定事件の調査活動について

○議長（山本忠志君） 続いて、日程第17、議会運営委員会の閉会中の特定事件の調査活動についてを上程します。

本件は、お手元に配付のとおり、議会運営委員会の特定事件の調査活動は、閉会中も活動できるものといたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（山本忠志君） ご異議ないものと認め、日程第17、議会運営委員会の特定事件の調査活動は閉会中も活動できるものと決定いたします。

◎議会改革特別委員会の閉会中の特定事件の調査活動について

○議長（山本忠志君） 続いて、日程第18、議会改革特別委員会の閉会中の特定事件の調査活動についてを上程いたします。

本件は、お手元に配付のとおり、議会改革特別委員会の特定事件の調査活動は、閉会中も活動できるものといたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（山本忠志君） ご異議ないものと認め、日程第18、議会改革特別委員会の特定事件の調査活動は閉会中も活動できるものと決定いたします。

◎閉議及び閉会の宣告

○議長（山本忠志君） 以上をもちまして、本定例会に付議された議案は全て終了いたしました。

よって、本日で閉会したいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（山本忠志君） ご異議ないものと認め、令和7年第三回八丈町議会定例会を閉会いたします。

（午前11時30分）

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

令和7年9月9日

議長　山本忠志

署名議員　浅沼清孝

署名議員　山下則子